平成２４年（フ）第４７１号
大阪府守口市梶町４丁目50番14号
破産者　池内　　誠
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２５号
堺市北区長曽根町1955番地５　斉藤荘105号、開始決定時の住所大阪府富田林市金剛伏山台15番２―305号
破産者　齋藤　秀康
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４３５号
堺市西区鳳中町９丁８番地４　エストラビラ401号、前住所堺市堺区協和町３丁155番地２中団地５号館705号
破産者　髙岡　亮太
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５０９号
大阪府羽曳野市南恵我之荘７丁目３番７号
破産者　阪本　正和
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４５８号
大阪府池田市神田１丁目28番19号、前住所大阪府池田市神田１丁目30番２号
破産者　齋藤　清子
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第６１７号
兵庫県西宮市深谷町７番７号
破産者　大亀　京助
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４２号
兵庫県西宮市田近野町２番24―501号
破産者　福嶋　　亮
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４５号
兵庫県西宮市甲子園口１丁目７番６―104号
破産者　吉田　清美
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５６号
兵庫県西宮市丸橋町８番73号
破産者　平岡裕次郎
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８７５号
兵庫県姫路市御国野町深志野979番地
破産者　井上　光廣
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４４６号
兵庫県加古川市平岡町中野212番地の５万葉ハイツ東加古川808号、開始決定時の住所兵庫県加古川市野口町坂井118番地の２
破産者　住本　真弓
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１７８号
山口県下関市秋根上町１丁目３番２―803号形山パレス、住民票上の住所山口県下関市前勝谷町16番38号
破産者　大﨑　哲也
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１０２７号
北九州市小倉北区熊谷１丁目３番18号
破産者　安森　晴樹
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２号
佐賀県佐賀市三瀬村三瀬301番地
破産者　嘉村　清彦
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６２７号
仙台市宮城野区宮千代２丁目18番地の２キャッスル宮千代202、開始決定時の住所仙台市青葉区高松１丁目７番３号　橋本アパート201
破産者　東山　香菜
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３８号
茨城県北相馬郡利根町もえぎ野台１丁目７番地12、開始決定時の住所茨城県北相馬郡利根町大字早尾300番地401
破産者　君島　宏之
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２６号
茨城県守谷市本町3289番地の９、前住所茨城県守谷市薬師台４丁目13番地61
破産者　中村　五男
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９５６号
横浜市保土ケ谷区岩井町342番地　岩井ハイツＡ―２、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区岩井町391番地の２
破産者　關　　幸一
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部